意見募集と法定意見聴取を受けた東京都国民健康保険運営方針改定案への意見

和泉なおみ

《第2章 国民健康保険制度の意義と保険者が果たすべき役割(改定案 P1~2)》 国民健康保険制度の位置づけについて

パブリックコメントの「『国保制度は、被保険者間の相互扶助を基本とした社会保険制度であり』とあるが、『被保険者間の相互扶助を基本とした』の部分を削除し、『国保制度は、社会保障制度であり』と訂正すべき」という意見に賛成です。

都の考え方が様々書かれていますが、法律のどこに根拠があるのか示されていません。

1961年以前の旧国民健康保険法では、国保制度は任意加入で、法律には「相扶共済」と書かれ、加入者同士で助け合う相互扶助の位置づけでした。しかし、この年の全面改正で、助け合いの制度だという内容は法文から完全に削除され、社会保障の重要な一環としてやっていくという立場が明確にされました。

このような事実に照らせば、「被保険者間の相互扶助を基本とした」という記載はすべきでなく、上記に引用した意見に沿って修正すべきと考えます。

《第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し(改定案 P2~14)》 《第4章 区市町村における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項(改定案 P14~23)》

保険料(税)の負担軽減と公費負担について

保険料(税)の負担軽減を求める意見、国や都のさらなる財政支出を求める意 見も多数出されていますが、これについても賛成です。

改定案にもあるように、被保険者一人当たり所得金額(旧ただし書き所得)は、 約 110 万円にとどまっています。

一方、先日の運営協議会に出された試算では、来年度の 1 人あたりの国保料は、法定外繰入による軽減を行わない場合、国保加入者 1 人あたり 19 万 1496円、今年度 18 万 856 円と比べ 1 万 640 円もの大幅値上げになります。特にこの数年は大幅値上げが続き、被保険者の負担は限界を超えています。

この間、年金、医療、介護などの社会保障の後退と消費税増税のもとで、貧困と格差が拡大し、さらに急速な物価高騰により、都民生活の困難が増しています。そもそも国民健康保険は、低所得の非正規労働者、無職者、年金生活者などが多数加入する一方、一人当たりの医療費は高いという構造的課題があり、十分な公費負担がなければ成り立ちません。しかし、実際は不十分な規模でしか公費の支出が行われていないため、保険料(税)は他の公的医療保険より高く、被保険者の負担能力を超えるものとなっています。

したがって、国民健康保険が社会保障として住民の命と健康、くらしを守るという本来の役割を果たすためには、公費負担の増加が不可欠であると考えます。 都として国に対し、定率国庫負担の引き上げをはじめとした財政支援の強化を強く求めること、都自身としても、保険料(税)の負担軽減のため、新たな財政支援を行うことが必要であり、方針に反映すべきと考えます。

均等割は被用者保険にはない仕組みであり、これがあることで子どものいる 世帯などでは特に負担が重くなります。都の考え方では「国民健康保険制度では、 全ての被保険者が等しく保険給付を受ける権利があり」と書かれていますが、被 用者保険の被扶養者である子どもも、同じように保険により診療を受けること ができますが、均等割はありません。特に、子どもの均等割については廃止すべ きです。

また、「決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入」を「解消・削減すべき 赤字」と位置づけ、削減目標まで作ってなくしていくとしていることについても 反対する趣旨の意見が出されています。法定外繰り入れの解消は大幅な保険料 (税)の値上げにつながるものです。その場合の保険料(税)の試算は先日の運 営協議会で示されたように極めて高いもので、今でも重すぎる保険料(税)の負 担をさらに深刻にするものです。したがって、これらの意見に賛成です。

「一般会計からの法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となる ほか、国保加入者以外の住民にも負担を求めることになる。」を削除すべきとい う意見についても賛成です。国民健康保険は低所得の非正規労働者、無職者、年 金生活者などが多数加入する一方、一人当たりの医療費は高いという構造的課 題を抱えているため、十分な公費負担を行うのは当然のことです。そもそもこの ような論理では、国民健康保険のために必要な費用は国保加入者のみで負担す べきということになり、現在行われている法定の公費負担ですら否定されてし まいます。このような記載は不適切であり、削除すべきです。

《第4章 区市町村における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項(改定案 P14〜 23)》

保険料の統一化について

保険料の統一化についても反対する意見が出されていますが、これについても 替成です。統一化は、法定外繰入の解消を前提とするもので、前述のように大 幅値上げにつながります。

《第5章 区市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項(改定案 P23〜 28) 》

収納率向上対策について

収納率向上対策の推進について、「保険料(税)の徴収の適正な実施というまえに、『高すぎる国保料(税)』という観点なくしてここの議論はすすまないのでは」という意見が出されていますが、これについても踏まえるべきと考えます。

都の考え方では収納確保の重要性が強調されていますが、前述のように負担能力に見合った保険料(税)になっていないことこそが問題であり、そのことへの対応こそ求められています。

《第 9 章 区市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項(改定案 P46~48)》

保険証の廃止について

保険証の廃止に反対する意見にも賛成です。

マイナ保険証はトラブルが続き、医療機関に負担を強い、国民は情報漏えいなどに不信を募らせています。

東京都が、国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たす保険者として、保険証の廃止をやめるよう、国に意見を出すことを要望します。